

令和4年度第2回
千葉県青少年問題協議会
議事録

令和4年度第2回 千葉県青少年問題協議会

日 時 令和4年9月7日(水) 午後2時から午後4時まで
開催場所 プラザ菜の花
出席者数 31名

出席委員 貞廣齋子委員、嶋崎政男委員、高橋祐子委員、佐野麻美委員
後藤久子委員、濱詰大介委員、黒坂典雄委員、三部ミヨ子委員
県出席者 学事課:神藏晃宏主事、健康福祉指導課:大木由美子自立支援班長、
健康づくり支援課:松下寛自殺対策班長、児童家庭課:錢谷真紀副主査、
子育て支援課:並木亜沙美主事、県民生活課:轟洋子課長、
中澤力生子ども・若者育成支援室長、本多栞主事、
くらし安全推進課:佐藤萌主事、
雇用労働課:近野さおり若年者雇用推進班長、田中遼平副主査、
教育庁財務課:倉島浩平主事、教育庁生涯学習課:岡本彩花副主査、
教育庁学習指導課:渡辺真理副主幹、溝口真指導主事、
千葉宣之指導主事、教育庁児童生徒安全課:岡崎崇典指導主事、
小安雄二指導主事、教育庁保健体育課:水野雅也指導主事、
子どもと親のサポートセンター:渡邊健二主席研究指導主事兼教育相談部長、
県警生活安全総務課:横田秀俊課長補佐、
県警少年課:白井則行課長補佐、県警サイバー犯罪対策課:高橋信幸警部

議題等次第

- 1 開 会
- 2 あいさつ (轟県民生活課長)
- 3 議 事
(1) 第3次千葉県青少年総合プランの令和3年度事業に係る評価について
- 4 その他
- 5 閉 会

～ 会議の成立 ～

【司会】

会議の成立について御報告いたします。

本日は、全委員 11 名のうち、8 名の御出席をいただいております。委員の過半数を満たしておりますので、千葉県青少年問題協議会運営要綱第 3 条第 2 項の規定により、会議が成立いたしますことを御報告申し上げます。

～ あいさつ ～

【司会】

それでは会議に先立ちまして、轟県民生活課長より御挨拶を申し上げます。

【県民生活課長】

(あいさつ)

～ 議事録署名人の指名について ～

【司会】

それでは、これより議事に入ります。会議の議長は、千葉県青少年問題協議会運営要綱第 3 条第 1 項の規定により、会長が行うこととなっております。貞廣会長お願いいたします。

【議長】

改めましてよろしくをお願いいたします。会議の冒頭に、本会議の議事録署名人を決めさせていただきたいと思っております。議事録署名人でございますが、事務局から指名ということでよろしいでしょうか。

(委員了承)

では、事務局いかがでしょうか。

【事務局】

事務局といたしましては、佐野委員と三部委員にお願いしたいと思っております。

【議長】

それでは、佐野委員と三部委員にお願いしたいと思っております。

(了承)

ありがとうございます。お二方、よろしくをお願いいたします。

～ 議事（１）第３次千葉県青少年総合プランの令和３年度事業に係る評価について ～

【議長】

それでは、議事（１）の第３次千葉県青少年総合プランの令和３年度事業に係る評価についてです。まず概要について、事務局から御説明願います。

【事務局】

第３次千葉県青少年総合プランの概要、進行管理、評価の方法について御説明いたします。本プランは、子ども・若者を取り巻く厳しい状況を踏まえ、関係機関が連携して、多様化する青少年問題に的確に対応し、千葉県の未来を担う子ども・若者の健やかな成長を支える社会を実現するために策定したものです。県の子ども・若者育成支援施策を総合的かつ計画的に推進する計画であるとともに、子ども・若者育成支援推進法に基づく法定計画となっております。

計画の期間は平成３０年度から令和４年度までの５年間となっております。対象は乳幼児期から青年期、施策によってはポスト青年期までとなっております。政策の展開といたしましては、３つの柱をもとに、６つの基本目標、それらを実現するための１４の基本方策を定めております。重要な基本方策をもとに実施する関係事業について、資料の７番、関係事業一覧にて、評価対象年度の実施計画、予算額、実施結果決算額など、進行管理をしていきます。また第３次プランからは１４の基本方策ごとに、新たに設けた事業関連の指標についても、その進捗状況を管理しています。

次に、第３次千葉県青少年総合プランの評価方法について御説明いたします。資料１の第３次千葉県青少年総合プランの評価についてを御覧ください。第３次プランでは、全事業の中から重点事業として、指標の進捗に関連するもの、法令や制度の変更が予定されているものや、社会的に大きな問題となっているもの、その他青少年施策の推進にあたり核となるものといった観点から、資料４の第３次千葉県青少年総合プラン関連指標進捗状況管理表に記載の３２事業を選定しております。重点事業については、事業担当課にて事業評価シートを作成していただき、青少年問題協議会の委員の皆様へ送付、御意見をいただきます。御意見のあった事業の中から１０事業前後を選定し、青少年問題協議会にて委員と事業担当課で意見交換会を実施することとしています。令和３年度の事業評価シートにつきましても、事前に委員の皆様へ御意見をお伺いしたところ、四つの事業について御意見をいただきました。御意見及び担当課の回答は、資料２の令和３年度事業評価シートに対する委員意見一覧のとおりです。本日はこの事業を含めた、資料３、令和４年度第２回青少年問題協議会、意見交換対象事業についての記載の、８事業について意見交換をお願いしたいと思っております。事務局からの説明は以上となります。

【議長】

はい。ありがとうございます。ただいまの事務局からの御説明を含め御不明な点はございますか。では、資料3に挙げてくださっている8つの事業について御説明いただきまして、委員の方から御意見をいただくということによろしいでしょうか。では早速ですが、基本施策1-1-2の事業番号16番、いきいきちばっ子食育推進事業につきまして、担当課から御説明をお願いいたします。

【保健体育課】

千葉県教育庁教育振興部保健体育課でございます。私からはいきいきちばっ子食育推進事業について御説明いたします。まず、はじめに、千葉県食育推進計画を令和4年度に作成いたしました。その中の施策I、「ライフステージに対応した食育」の推進の中の、小学生、中学生及び高校生として、学校における食育の指導体制と指導の充実、学校給食を活用した食育の充実と地場産物の活用の推進、食育を通じた健康状態の改善等の推進などが本事業とも関わりがあり、取り組んでいます。いきいきちばっこ食育推進事業は、具体的な取組として4点ございます。

初めに、食に関する指導事業、地区別研究協議会についてです。これは児童生徒が生涯を通じて健康な生活を営むために、学校の管理職、給食主任、栄養教諭、学校栄養職員等を対象に、食生活の正しい理解と望ましい食習慣の形成などを目的として、食に関する指導のあり方等、研修を県内5つの教育事務所管内で開催しております。第4次千葉県食育推進計画の話在先ほどいたしましたが、この計画についての周知徹底を図っていくことも、本研究協議会の目的でもございます。また地場産物の活用推進についても触れており、このことについては毎年11月に、千産千消デーとして取組を図っております。各学校・各調理場で、地場産物を活用した給食を提供し、県内すべての学校給食の実施校においては、その献立を生かした食に関する指導を実施しております。児童生徒への指導としましては、献立を題材にして学習を計画したり、学校から家庭や地域への啓発として、献立で使用した地場食材について、給食だよりを通して知らせたり、学校だより、学校ホームページでの情報提供をしたりなどを行っています。すべての学校、共同調理場の千産千消デーの取組につきましても、県のホームページに記載してございます。朝食の喫食状況につきましても、同じく第4次計画の中でも指標及び目標値を設定し、児童生徒のよりよい生活習慣づくりを引き続き働きかけて参ります。また千葉県家庭教育推進委員会では、健康福祉部や農林水産部等と連携して、家庭教育支援と子育て支援における連携に関すること等について、情報共有を図っております。

次に、地域における食育指導推進事業についてです。こちらの事業につきましても、県内5つの教育事務所管内の栄養教諭、学校栄養職員16名に推進委員を委嘱し、各所属校を食育推進拠点校として、各地区・各地域における食育指導の

推進を図る取組です。令和4年度、令和5年度の2年間で拠点校が食育指導に取り組み、各地区において公開授業を実施する予定となっております。今年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら、参観者の募集範囲を決めて実施しています。また、2年間のうち、1回は全県を挙げた公開授業も実施しております。令和5年度には、四街道市立旭中学校で実施する予定です。

続いて、高等学校と連携した食育活動支援事業についてです。本事業は、農業系・水産系の県立高等学校を活動支援校に、近隣の小中学校を指定し、体験食育活動を実施しています。毎年、小学生・中学生・高校生との交流活動が行われており、創意工夫のある食育体験活動が実施されております。例えば、高等学校の豊かな圃場を活用して、トウモロコシや大根などの栽培から収穫まで行うことや、飼育されている牛、その他の動物との触れ合い活動を通して、体験活動を展開し、小・中学生と高校生との交流を通して、それぞれの発達段階に応じた活動しております。これらの体験的活動、関係団体との連携による取組は、いずれの取組も児童生徒にとって、農林水産業・畜産業等に触れる大切な機会となり、自然への愛情や思いやりの心の育成など、道徳的にも効果がある取組となっております。

最後に、高等学校における食育の推進についてです。高校生の食の自立に向けた意識を高め、健全な食生活の実践に向けた食育を推進するために、リーフレットの作成と配付を行っております。本リーフレットを推進するために、県立保健医療大学名誉教授の渡邊智子先生と、鈴木亜夕帆先生の監修によりまして、高校生向け食育指導のリーフレット、及び指導者用マニュアルを作成しております。リーフレットにつきましては、毎年すべての高等学校の1年生に配付しております。今年度も同様に配付する予定です。以上が、いきいきちばっ子食育推進事業の説明になります。どうぞよろしくお願いいたします。

【議長】

今の担当課からの概要説明につきまして、委員の皆様から御意見等ございますでしょうか。

【委員】

千葉県PTAの濱詰と申します。今いただいた御説明の中に、家庭教育に関連して関係省庁・団体で連携を行っていたというお話がありましたが、それに関して何か具体例があれば教えていただきたい。

【保健体育課】

例えば、朝食欠食という問題について、第4次計画の中でも策定をしているような指標があるのですが、実際に所管しているところは保健体育課ではなく、他課が所管しています。その中に推進委員会というのがありまして、各担当部署で情報を共有したり、連携をしていると聞いています。

【委員】

家庭教育や社会教育における食育は、PTAの中でも話題になるので、もっと具体的なものがあるとよかったかなと思います。連携しているのはよくわかるのですが、その家庭教育のとらえ方で、今回、県の施策の中でこういうことを具体的にやってきたよってということがわかると、何か参考になるかなと思いました。

【議長】

ありがとうございます。せっかくやっているの、見える化していただきたいというような御要望でもあったかと思えます。ぜひ引き取っていただければと思います。では続きまして、事業番号 36 グローバル人材プロジェクト事業について、御担当課からまず御説明お願いいたします。

【学習指導課】

千葉県教育庁学習指導課です、よろしくお願いたします。それでは資料の令和3年度事業評価シートを御覧ください。こちらの資料に沿って御説明をさせていただきます。まず、グローバル人材プロジェクト事業ですが、事業の概要にありますとおり、外国語教育を充実させて、小中高校で系統性のある英語教育を実践して、コミュニケーション能力を高めながら、千葉県で育つ子どものグローバル化に対応した人材育成を目指していくという事業概要となっております。続いて、昨年度の事業実施結果について御説明いたします。まず小学校の英語専科教員向け、そして中学校・高等学校の英語の先生方の指導力を高めるために、研修を実施しております。御存知のとおり、新型コロナウイルスの影響で、対面では実施することができず、急遽オンライン研修に切り換えましたが、中止ではなく実施という形で、昨年度は進めることができました。また、公立中学校及び県立学校で、英語の発音を身に付けるための学習支援ソフトを導入しており、すべての学校で活用を促してきました。そしてもう一つ、全校ではなく限られた学校、具体的には県立中学校の2校と高等学校の英語教育拠点校2校、合計4校ですが、AIの英語会話ができる学習支援ソフトを導入して、ICTを活用した授業改善を行っております。また、全国的にもそうですが、千葉県は話すこと、書くことといった、発信する力が課題に上がっておりまして、そちらを高めるために、パフォーマンステストを独自に作成するワーキンググループを昨年度発足させ、中学校・高等学校で実際に使用できる実践例を作成し、県内の学校に周知をしています。以上が大きく分けて4点、事業の実施結果となります。

次に、事業の成果について御説明をいたします。各種実施した研修は、先ほど説明させていただきましたとおり、オンラインに変えて実施しました。本来であれば、比較的都合のつく夏休み中に研修をすることが多いのですが、夏休み中もコロナウイルスへの対応があり、実際には10月～11月などの学校で2学期が始

まっている段階で、研修を中止にすることなく実施することができました。続いて、パフォーマンステストの事例集ですが、中学校では実際には10問、高等学校向けの問題としては11問の事例を作成し、県内のすべての学校に周知しています。また、こちらの問題については千葉県教育委員会のホームページにも掲載し、全国への発信をしております。

次に、事前質問でいただきました、AIソフトの導入についての結果を出すかという内容について簡単に御説明をいたします。まず一つ目、ほとんどの学校に導入した、学習支援ソフトの結果です。こちらについては、中学校について約70%の学校が活用、高等学校では約32%の学校が活用ということで、予想よりも活用率が上がらなかったという結果となってしまいました。理由について、まず中学校側では、新型コロナウイルス感染症拡大による学級閉鎖や学校閉鎖がこの後にあるのではないかという不安から、授業の進度を確保するために、本来であれば、支援ソフトを使って、練習を十分にさせていくところを、進度を中心に考えたため、取り扱いの時間が短くなってしまったという結果になっております。また、生徒全員が、このインターネットのアプリを立ち上げると、インターネット回線が止まってしまって、全員が一斉に同じ活動ができなくなってしまうという問題が現場で多く発生したことや、高等学校ではいまだにインターネット環境が整っていない高校が多く、生徒が自分のスマートフォンやタブレットを持ってきて授業で使うということがあります。その場合でも生徒自身が持っているタブレットやスマートフォンの機種がそれぞれ違うので、操作方法などでかなり混乱が生じるということが、理由として上がってきております。そのため、県内一律で広げていたAIソフトについては、なかなか活用が進まなかった結果となってしまいました。一方ですが、県立中学校2校、英語拠点校2校に絞った中で、導入しましたAIソフトにつきましては、こちらの学校はインターネット環境などが整っており、授業の中で積極的に活用していただくことができました。どの学校も基本的には話す力が特に伸びたという回答をいただきましたが、それはあくまで先生方の主観ですので、外部の英語試験、GTECなどの試験を導入した学校の結果を見ますと、説明資料のところにもありましたとおり、100点台から200点台に大きく伸ばす結果となりました。他の分野は、多少成長はしていますが、一番伸び率が高かったのが話す部分、スピーキングの分野です。このAIソフトを繰り返すことで、話す力は比較的伸びる可能性が高いと判断をしました。AIソフトの導入の事業成果については以上となります。

そして、授業の課題、問題点、今後の方向性についてです。まず話す力は、グローバル化に大切なものですので、今後も話す力が伸びるよう、パフォーマンステストの作成について今年度も進めております。具体的には昨年度を作成した問題をブラッシュアップする年と位置付けて、より使いやすくなるよう検討をしております。そして、来年度令和5年度は全く新しい問題を作成する予定で計画しております。続いて、二つ目の小・中・高等学校の連携を促進できるようにモデル

校を設定し、研究を行うことについて、昨年度も、小・中・高等学校で各校ずつグループを作って、モデル校として連携・事業促進を行う授業改善を進めています。今年の実績ですが、千葉県内で小中高を合わせて9校の授業の様子をビデオ撮影させていただき、編集をして千葉県のホームページに好事例として発信をしていく予定でございます。最後、学習支援ソフトを効果的に活用できるようにということですが、ALT派遣がなかなか難しい、もしくは回数が極めて少ない高校に積極的にAIソフトを入れて、ALTがいない中でも、英会話を疑似的に体験できるように、導入を始めました。まだ使用の実績等はデータが上がってきておりませんが、導入した学校には積極的に活用するように県から連絡をしているところです。そして、教職員に対する研修について、令和3年度に比べまして、今年度すでにスタートしている新規事業4つについて、新たに研修をスタートしており、また既存の研修についても拡充をしている段階です。グローバル人材プロジェクト事業の説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

【議長】

はい。御説明いただきました。ありがとうございます。ただいまの御担当からの御説明を踏まえまして、委員の皆様、御意見等ありましたらお出しいただければと思います。

【委員】

この決算のところで、平成30年は2800万ぐらいの決算で、結構年々下がっているのですが、何か理由があるのでしょうか。また、令和4年度は2200万円ぐらいの予算がついているのですが、こちらについても教えてください。使えるところはきちんと使っていただきたいと思うのですが、このALTも含めて、グローバル人材のプロジェクトは大事なことだと思うので、今後の見通しとかも、教えていただければと思います。

【学習指導課】

金額につきましては、先ほど御説明したAIソフトの契約に関わる金額が大きく影響している状態です。令和4年度の増額理由ですが、先ほど御説明させていただいた、小中高校でモデル校を設定して、授業を撮影・編集し、よい事例として、県のホームページに発表して、県内および全国に発信していくことについて、こちらの事業で、動画の撮影編集、それに関わる予算を計上しております。令和4年度については増額ということになっております。

【議長】

御説明、御回答ありがとうございました。では次に参ります、小・中・高等学校のキャリア教育総合推進事業につきまして、御説明お願いいたします。

【学習指導課】

教育庁教育振興部学習指導課でございます。よろしくお願いいたします。事業番号 42、小・中・高等学校のキャリア教育総合推進事業になります。令和 3 年度事業評価シートに沿って御説明して参ります。まず事業の概要についてですが、事業内容にありますとおり、中学校・高等学校におけるキャリア教育進路指導の担当者が、キャリア教育のあり方について研究協議・情報交換を行うことにより、今後の指導の充実・改善に資するということになります。具体的な資料の内容については、事業実績評価等を御覧ください。

こちら、まず (1) ですが、中学校においては、令和 3 年度はオンラインで、キャリア教育進路指導研究協議会を実施いたしました。こちらはオンラインになったのは、感染症対策です。各教育事務所、5 つの事務所管内に分かれて、各中学校のキャリア教育進路指導担当の先生を対象に協議会を実施しました。情報共有・情報交換等を行い、全ての教育活動を通してキャリア教育が推進できるよう、指導力の向上を図りました。高等学校においては、I C T の環境整備の問題があり、6 月・11 月に書面にて進路指導研究協議会を開催し、資料配布と情報提供を行いました。また、アンケート等により学校の進路指導の状況や課題について、情報収集いたしました。

この事業の課題・問題点・今後の方向性等ですが、まず、中学校・高等学校におけるキャリア・パスポートの活用について、県として大きな課題と考えています。特に小・中学校は比較的同じ学区の中にあるので、統一の様式やファイルを使うなど、連携をとって最初からスタートできているのですが、この中学校で使ったものを、高校でどのように活用するかということが課題です。有効な活用方法や、各教科との関わりを意識したキャリア教育、また、幅広い地域との連携などを周知していき、小・中・高等学校の継続的なキャリア教育の推進をしていくことが必要であると考えています。

また、この課題に対して今年度、平成 25 年に作成された千葉県キャリア教育の手引きの、改訂作業を進めております。キャリアパスポートの活用、教科との学びの関連、幅広い地域との連携、この三つを大きなテーマとして、小学校・中学校・高等学校での事例、また年間指導計画例などの作成を現在進めておりまして、今年度末にホームページに公開予定となっております。

続いて、オンラインを活用したインターンシップや職場体験についても検討していく必要がある旨を、課題として書かせていただきました。下の参考の関連指標の、職場体験・インターンシップを実施している公立学校の割合がありますが、令和 3 年度の数値が大幅に下がっています。こちらは感染症対策ということで、中学生・高校生を事業所に派遣できなかったことが大きく関わっております。しかし、この実施した、中学校の 19.9%の中には、オンラインで同時双方向に事業所をつなぐ、または職業人講話としてオンラインで働いている人の話を聞くなど、

オンラインで実施した学校も多くあります。先ほどからお話があるとおり、ICTの活用状況が昨年度の夏から秋頃の状況では、市町村において活用に差がありましたが、昨年度の1月頃の感染拡大を契機に、同時双方向のオンラインを市町村で活用することが多くなったと推測しています。今後は、感染対策をして体験を実施する学校ももちろんありますし、オンラインを活用した職場体験や職業人講話なども進むのではないかと考えています。

続いて、いただいた御意見で、オンラインを有効活用しながらキャリア教育のあり方が探られることを期待したい、という御意見をいただいています。こちらの御意見について、職場体験・職業人講話については、オンラインが進むのではないかと考えています。また、この事業の実施結果に記載のある、中学校のキャリア教育進路研究協議会についても、今年度はオンラインで行いまして、今までは指導主事、学校の校長先生というような講師が多かったのですが、今年度からオンラインが本格的にできるということになり、キャリア教育、現在の社会情勢等に詳しい民間の有識者を講師に招へいしています。キャリア教育については以上になります。よろしく申し上げます。

【議長】

ありがとうございます。とても大事な御示唆をいただいているかと思えます。体験して終わりということではなくて、探求型・課題解決型・起業家教育型や、経営教育の実施など、知事も大変関心を強く持たれている政策領域です。今後とても大事なところですので、是非この御意見を受け取っていただければと思っております。では、御参加の方々から御意見・御質問いかがでしょうか。よろしいでしょうか。次に事業番号57番、教育相談事業の充実について御説明お願いいたします。

【千葉県子どもと親のサポートセンター】

千葉県子どもと親のサポートセンターでございます。事業番号57番、教育相談事業の充実について御説明申し上げます。既に評価シートに記載がありますので、それを補足する形で御説明させていただければと思えます。当センターに2部1課ございまして、教育相談事業につきましては、主に教育相談部が担当しています。当センターでは、小学生から高校生及びその保護者・教職員を対象に、学校生活に関すること、心や体のこと、その他進路や適性に関することについて、相談活動を通して支援を行っております。また、各相談機関等とネットワークを構築し、相談者の様々なニーズに対して、より適切な支援・援助のための教育相談の窓口として機能しております。当センターでは利用者個々の状況に応じて、電話相談・来所相談・Eメール相談・ファックス相談の体制を整えております。この事業番号57番では、予算も相談件数も前年度に比べ増加しており、教育相談のニーズは依然高まっていると考えております。

本日は当センターの実施している主な事業について、御説明申し上げます。まず、電話相談についてお話いたします。当センターではフリーダイヤル2回線及び全国共通の24時間SOSダイヤル1回線を運用しております。平日の午前8時30分から午後5時15分までは、当センター執務室内のブースにて、常時2名の電話相談員が対応している状況です。夜間及び閉庁日につきましては、外部委託にて実施をしております。電話相談に関しましては、傾聴の姿勢を基本とし、相談者に対して真摯に対応することを基本方針に、定期的に研修を行いながら、よりよい相談活動を行えるよう配慮をしております。

続いて2つ目、来所相談について申し上げます。特徴といたしましては、当センターの来所相談は、お子様と保護者様それぞれの相談担当者がつきまして、その相談担当者が、お子様担当はお子様、保護者様の担当は保護者様と同時に行う、親子並行面接を実施しております。この来所相談につきましては、所員8名と会計年度任用職員18名で運用しております。会計年度任用職員につきましては、週2日勤務を基本としております。相談内容といたしましては、不登校及び不登校傾向に関する相談が全体の6割程度を占めているところでございます。

3つ目に、Eメール相談について申し上げます。Eメールによる相談は令和3年度で213件ございました。他の相談に比べれば数が決して多くはないのですが、一定のニーズがあると判断しております。このEメール相談につきましては、いただいたものに対して1件1件返信していますが、継続相談はいたしませんので、1回いただいたものに対して1回聞いて返信をするような形の対応をしているところでございます。返信にあたっては、内容に細心の注意を払うのはもちろんのこと、相談内容によっては電話相談や来所相談につなげるよう、御案内をしているところでございます。

続きましてファックス相談でございますが、令和3年度0件と、令和2年度1件となっております。これだけ少なければファックス相談についてはいらぬのではないかという御意見もありますが、相談者様の様々なニーズを考えたときに、ファックスでないと相談しづらい方もいらっしゃるのではないかとということで、まだ残しているという状況でございます。できるだけ相談のチャンネルを多くしていくことで、多くの相談を受けられると考えております。

最後に事業番号58の方に入っているのですが、部局の方で触れられているものがありますので、触れさせていただきます。中高生のSNS相談でございます。これは令和3年度から、千葉県子どもと親のサポートセンターで運営をしております。児童生徒課で行っていたものを子どもと親のサポートセンターで引き継いだ形で運用しております。SNS相談は、全県の中高生約32万人を対象に、令和3年度から火・木・日曜日の週3日実施というような形をとっております。ただし、長期休業後の相談件数が高まることを見込まれる期間につきましては、連日開催しております。

最後に、事業の課題、問題点、今後の方向性でございますけれども、実際に相

談を受けている機関として、相談員の資質向上は非常に重要な課題になっております。当センターの相談において気になるのは、発達に課題をお持ちのお子さんや、メンタルの部分に困難のあるお子さんについて、対応の難しいケースも非常に多くなってきていると認識しております。そのため、精神科のお医者様、または大学の心理臨床に詳しい先生方によるケース相談・事例検討を年間 35 回実施し、相談員の資質向上を図っております。また、学校における教育相談体制の構築に向けた調査研究や、ケース相談に係る研修講座・教育相談講演会を実施するなど、学校や家庭の教育相談に寄与する事業を実施しております。今日は委員の皆様から忌憚のない御意見いただければと思います。よろしく願いいたします。

【議長】

はい、ありがとうございます。Eメールはあまり若い人が使わないので、こういうチャンネルを使っていただいて御対応をいただいているということで、ありがとうございます。では今の事業番号 57 番について御意見・御質問、いかがでしょうか。

【委員】

発達障害傾向のお子さんに関する相談が増えているということで、今後の方向性で県総合教育センター特別支援教育部との連携の充実と書かれていますが、具体的な事例について教えていただけますでしょうか。

【子どもと親のサポートセンター】

子どもと親のサポートセンターの建物の中に、千葉県総合教育センター特別支援教育部があります。2つの異なる機関が同じ建物の中で仕事をしておりますので、月 1 回、特別支援教育部も含めた連携会議を行っており、双方で、このケースについては一緒に対応しましょうとか、毎月定期的に情報交換をしております。2所それぞれの職員が連携しながら、お子さんの支援を行っております。

【議長】

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。では続きまして事業番号 107 番の自殺対策推進事業につきまして、御担当課から御説明お願いいたします

【健康づくり支援課】

健康づくり支援課です。基本施策 2 の 4 の⑨、事業番号 107 の自殺対策推進事業について説明させていただきます。まず初めに、資料はないのですが県内の自殺に関する動向について簡単に御説明させていただきます。厚生労働省の人口動態統計（概数）によると、令和 3 年における千葉県の自殺者数は 977 人であり、令和 2 年に対して 73 人減少しています。30 歳までの若年世代における令和 3 年

の自殺者数は、男性 104 人女性 58 人の計 161 人であり、令和 2 年と比較すると、横ばいとなっています。

つづきまして、県の自殺対策について御説明させていただきます。自殺は健康問題、経済問題、家庭問題や社会的な問題等が複合的に連鎖し、深刻化することが要因となっています。県では、平成 30 年 3 月に策定した第二次千葉県自殺対策推進計画に基づき、あらゆる年代の方々を対象として、自殺対策に取り組んでいるところであり、この会議では、特に 30 歳までの若年世代に対する取組について、御報告させていただきます。

総務省の情報通信白書によると、2020 年におけるインターネット利用率は 13 歳から 19 歳が 96.6%、20 歳から 29 歳は 98.5%となっており、ほぼすべての若者が何らかの形でインターネットを利用していることから、平成 30 年 8 月からインターネットの検索連動型広告を活用して、各種相談窓口に関する情報を周知する取組を行っております。検索連動型広告とは、グーグルやヤフーなどの、情報検索サイトで、特定の言葉を検索した利用者に対し、検索結果としてその言葉に関連する商品のサイトを紹介し、そこに誘導するものです。この仕組みを利用して、「死にたい」とか、「消えたい」、「死ぬ方法」などの自殺に関連する言葉を検索した方に対し、相談窓口を紹介した県のホームページや、心の健康相談全国統一ダイヤルを紹介し、そのページを開いてもらい、様々な問題に関する専門の相談窓口があることを知ってもらい、実際の相談につなげることであります。令和 3 年度の実績としては、グーグルやヤフーにおいて自殺関連キーワードの検索結果 72 万 7636 件に、県のホームページ等を表示させ、そのうち、3 万 3297 件が、実際に相談窓口等を紹介したページを開いていただくことができました。

もう一つ、国の交付金を利用した千葉県地域自殺対策強化補助金により、市町村が実施する自殺対策事業を支援しており、特に若年層を対象とした事業に対しては、総額の 3 分の 2 を補助しております。千葉県は、北西部と南部で若者の人口の差が大きいことから、それぞれの地域の実情に応じた自殺対策を推進することが必要です。令和 3 年度は若年層をターゲットとする自殺対策事業を実施する 19 市町村に対し補助を行いました。その主なものとしては、小中学校教員向けのゲートキーパー研修、精神科医師による妊産婦向けの対面相談、新成人の相談窓口の周知などの事業でした。

その他、若年層に対する県の事業として、若者が多く利用する SNS を活用し、対面や電話での相談をためらう方々に対し、チャット形式で心の不安などを相談できる窓口を開設しております。

令和 4 年度においても、これらの事業を継続することにより、若年者の様々な心の悩みに寄り添い、必要な支援につなげることにより、自殺企図を防ぎ、自殺死亡者の減少に努めていきたいと考えております。

【議長】

はい。どうもありがとうございます。これにつきましても御質問、御意見等ありましたら、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、次に参ります。事業番号134番ちばっこ安全安心推進事業について、御担当課からよろしく願いいたします。

【生活安全総務課】

県警生活安全総務課と申します。私からは、ちばっこ安全安心推進事業について御説明させていただきます。簡単に申し上げますと記載のとおり、不審者情報マップによって不審者情報を提供していますという内容になります。生活安全総務課では、子どもや女性に対する犯罪の未然防止、地域安全活動に役立てていただくために、警察署に寄せられた不審者情報を、県警のホームページにマップとして発信をしております。この不審者情報につきましては、県内で発生した子どもや女性から寄せられた、痴漢、盗撮、また犯罪に至らない声掛け、つきまといなどの情報をまとめ、月に1回、更新をしています。過去3ヶ月分、または今年の年累計、昨年の年累計という形で、選択すると見えるようにしています。このマップに掲載している不審者情報については、警察署単位で一覧表にして公開しております。PDFをダウンロードして使うことも可能にしています。その他、昨年度の不審者情報分析についても、県警のホームページ内で約1300件の事案を分析して、まとめたものを掲載させていただいております。

続きましてこれらの不審者情報のマップ、またメールへの投稿機能についてです。県民の皆様を知っていただければ、掲載している意味がないということで、県警では防犯講話やキャンペーンの機会を活用して、広報を実施させていただいております。防犯講話は、例えば学校単位、企業単位で依頼を受けてお話をさせていただき、その際に配布するチラシやリーフレットに、URLまたQRコードを記載し、スマホでお手軽に確認できるようになっています。また県警において、各種防犯キャンペーンを、駅前や商業施設で行う際にも、マップについて掲載されているチラシの配布を行い、県民の皆様への周知を図っているところでございます。不審者情報につきましては、必ずしも事件の情報だけではなく、学校関係者や保護者様など第三者の方から寄せられた情報というものも含まれており、犯罪の未然防止に資するために、参考情報としての取扱いをして掲載しております。

県警はこれらの取組の他にも、身近で発生した子どもに対する不審者情報などを発信するちば安全・安心メールというメールマガジンを活用しております。御登録いただいている方に、タイムリーに電子メールで情報提供をしております。またインスタグラムを活用して、情報提供もしておりますので、良かったら目を通していただければと思います。ちばっこ安全安心推進事業に関する説明は以上です、よろしくお願いいたします。

【議長】

はい、ありがとうございます。視覚化、可視化されますとリアリティが増しますので、大変すぐれた取組かと思います。御意見・御質問等ありますでしょうか。

【委員】

不審者情報マップってすごくいい取組だと思います。小学校とかでも不審者メールの配信とかあるところもあると思うのですが、不審者情報マップは今後例えば地域とか、学校も含めて行政とかとどういうふうに関連してこうという見通しや、考えは何かあるのでしょうか。

【生活安全総務課】

直接的に関連という形でやっている訳ではないのですが、特に学校や行政には周知するのと併せて、先ほどのQRやURLについて、生徒さんや保護者さんに配ってくださいという形で、講話の時にお話をしたりチラシをお配りしたりしております。また学校の方に御協力いただきまして、就学前、小さい子どもの就学前検診にチラシを入れさせていただいて、少しでも広がるように取り組ませていただいております。

【議長】

おそらく各学校や設置者の方々は定期的にアクセスしてらっしゃるかと思うのですが、これはボランティアマップみたいなのがなくて、新しい情報がないと適切な形で更新されないため、やはり個々の方に周知をしていくのはとても重要だと思いますので、そうした連携や周知普及をしていただければと思います。他にいかがでしょうか。では事業番号141番、情報教育の充実に参りますが、まず枝番1の方御説明お願いいたします。

【学習指導課】

教育庁教育振興部学習指導課です、よろしくお願いたします。それでは、私の方からの事業番号141-1、情報教育の充実にについて御説明させていただきます。事業内容でございますが、情報ネットワーク事業として、県立学校全ての教室からインターネットを安全かつ快適に利用できる環境整備を提供し、情報教育を推進するというところでございます。ただこの内容につきましては、セキュリティに関するものになっておりまして、こちらに記載の事業費はネットワークの構築整備の事業費と御理解いただければと思います。セキュリティに関する説明をさせていただきます。事業実施結果でございますが、千葉県学校教育情報ネットワーク、これをICE-NETと称しており、こちらの運用保守を行っております。文部科学省が策定しております、学校教育情報セキュリティポリシーガイドラインがご

ざいまして、これに準拠するよう、学習系ネットワーク、校務系ネットワーク、校外接続系ネットワーク、この3系統をそれぞれ分離した強靱なセキュリティ対策をとっているということでございます。情報セキュリティ対策につきましては、具体的に申しますと、インターネットで、コンピューターを安心して使い続けられるよう、大切な情報が外部に漏れたり、コンピューターウイルスに感染して、データが壊されたり、我々が普段使っているサービスが急に使えなくなったりということを防ぐために必要な対策を実施しております。令和3年度の結果でございますが、千葉県学校教育情報ネットワーク、情報漏えいの発生件数につきましては、今のところゼロでございます。幸いにも、そういう事案は発生しておりませんが、情報セキュリティの確保につきましては、絶対安全ということにはございません。近年の高度化したサイバー攻撃に対し、サイバー攻撃が成功するという前提に立って日々セキュリティに取り組んでいるという状況でございます。先ほど申しました事業費というのは、様々な機器の整備及び個々のセキュリティはそちらの方で、担当していただいているということでございます。加えて事業の課題・問題・今後の方向性ですが、やはり学校教育のICT化がこのあと進むことが見込まれるとともに、ICT、これを用いた新しい技術というのは取り入れられることが期待されております。ICTインフラの整備についても、国のGIGAスクール構想これを踏まえまして、技術革新の状況を見据えながら、新たに発生する脅威に対しても、万全な体制を維持していくということに取り組んでいくということでございます。私の方からは以上となります。

【議長】

御説明ありがとうございます。教育に関わる情報は相当レベルの高い個人情報になりますので、万全の対策をとということで、御尽力いただいているという御説明でございました。質問や御意見いかがでしょうか。では最後の、141—2の情報教育の充実につきまして、よろしく願いいたします。

【児童生徒安全課】

教育庁教育振興部児童生徒安全課です。よろしく申し上げます。こちらからは、141の2、情報教育の充実の概要について説明させていただきます。情報教育の充実において、情報モラル教育研修への講師派遣事業を行っております。本事業は、教職員のインターネットに関する知識の習得、情報モラル教育の効果的な指導方法を見つけること、また、児童生徒及び保護者への情報モラルの啓発等を目的としており、各学校等で実施する情報モラル教育研修・講演に講師を派遣しております。講師の派遣対象校及び派遣校数につきましては、県立の中学校・高等学校及び特別支援学校で30校、市町村立小中学校で70校、計100校への派遣を予定しております。今年度は、夏季休業前6月より実施をしております。この研修や講演の講師につきましては、情報モラル教育についての最新の知見と指導経験を

有した人物を、県教育委員会と連携協力関係にある機関団体等により推薦し、講師として派遣しております。令和2年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による文科省の道徳教育の理解に係る支援事業が中止になったことから、県教育委員会から外部講師の派遣を行わず、外部講師の活用可能な関係機関団体企業等や、情報モラル教育に関する教材が掲載されるホームページを各校に紹介する等の代替措置を行いました。また、令和3年度につきましては、県立学校4校（高等学校3校、特別支援学校1校）、市町村立小中学校には67校（小学校51校、中学校16校）の合計71校に最新の知見と経験等を備えた講師を派遣し、インターネットの正しい使い方、SNS上のトラブルやいじめの未然防止等について、教職員や児童生徒及び保護者を対象に、情報モラル教育研修を行いました。受講者数は、講演会約1万2100名、教職員研修につきましては、約600名の受講がありました。令和4年度につきましては、8月末現在で県立学校13校（高等学校8校、特別支援学校5校）、また市町村立小中学校、市町村の教育委員会につきましては69校（小学校が47校、中学校21校、教育委員会が1つ）で合計82校に派遣予定です。今後の方向性としてしましては、県立学校について30校、小中学校70校合計100校への派遣をできるように周知を図っております。

【議長】

はい、ありがとうございます。では今の御説明につきまして御質問・御意見がある方、いらっしゃいますでしょうか。

【委員】

まず、研修や講演をされているということですのでけれども、具体的にどのような内容で行っているのかということと、研修の成果について、児童生徒の反応であるとか、あと保護者の方の意見や反応があったら教えてください。それと、この学校への派遣というのは、募集をかけて学校側の方が申し込みをされるのか、県の方が選んで派遣をしていくのか確認させてください。

また、令和2年度はコロナの影響で、この事業がしっかりできなかったこともあるかと思います。令和4年度は広げていくという説明でしたけれども、やはり、10名ぐらいの講師を派遣していくと、なかなか限界もあるかなと思いますので、それこそオンラインを活用した研修であるとか、講演であるとかってどんどん広めていくことがとても効果的なのではないかなと思いますので、そういったところへの、今後のお考えについてお伺いしたいと思います。

【児童生徒安全課】

ありがとうございます。一つ目の御質問ですが、各校から報告書を毎年いただいております。講習や研修の主な内容としては、パパ活や、個人情報の漏洩及びサイバーストーカー等の実際の被害事例の紹介や、ネットモラル、被害者にも加害者

にもならないような使い方、ネット依存の危険性、オンラインゲームやネットの使い方、SNS、インターネット上でのいじめや犯罪について、研修している学校が非常に多くなっております。

二つ目の御質問ですが、研修の成果として、学校からの報告書では、自分ごとに置き換えて考えることができたという報告や、指一本が自分の人生を変えるとというような感想がありました。また、チャット上での言葉というのは、面と向かって話し合うとき以上に気をつけなければならず、言葉一つで友達との信頼関係を壊してしまうことにも繋がるということを、話し合いや動画を視聴して実感することができたという報告がありました。

三つ目の御質問ですが、当課から募集をかけて、学校が希望し、申し込むという形になっております。

四つ目の御質問です。新型コロナウイルス感染症の影響は確かに大きくあるところですが、令和3年度の実施からオンラインの活用について求めているところでは、令和4年度の中でも27校が、オンラインで行っております。令和4年度になって対面を希望する学校は令和3年度よりは増えておりますが、特に今年度は、6月頃から事業を実施しましたので、夏休み前に希望が集中したため、その調整の中で、オンラインでやるなら都合がつく場合もあり、そういう点でも、オンラインを求めているところでは、

【委員】

講師の方はどういう立場の方がいらっしゃるのか。よろしければ教えてください。

【児童生徒安全課】

講師の方は、NPO法人の方や、一般の企業の方をお願いをしております、その方々は過去にも、この情報モラル教育研修の講師をしている方々でもあります。

【議長】

今、委員から御意見が出ましたが、是非保護者にも研修して欲しい感じでもあるのですけれども。他に御意見・御質問等ありますでしょうか。

では、全8事業です。全体を通じまして、御意見等ありましたらお出しただければと。いかがでしょうか。

【委員】

どうもありがとうございました。細かに御説明いただきましたのでよくわかりました。2点、お願いをさせていただければと思います。本日もそれぞれの御回答の中でもございましたが、やはり教員の資質ということで、先ほどの自殺対策推進事業ではゲートキーパー研修、子どもと親のサポートセンターさんの方から

は、教育相談の力、学校における教育相談の充実のお話をさせていただきました。他の事業もそうですが、やはり教員の力をつけるという意味では、県独自の事業もたくさんされているのですが、やはり身近で受講できる市町村での開催はとても重要になると思うのです。これの支援を是非お願いしたいと思います。これは千葉県の例じゃないのですが、例えばいじめの重大事態で、委員の費用が出せないとか、いじめ重大事態調査委員会を開けないという自治体もあります。それは絶対にあってはいけないと思いますので、こんな事業をやりたいというような、市町村が積極的に手を挙げてきましたら、是非お話を伺ってくださいということが1点目のお願いでございます。

2点目ですけれども、これも今日お話を伺っていて、細部にいろんなところに関わっていると思ったのは、いじめ、不登校、ネットの問題、自殺の問題。様々ですけれども、本日のように、それぞれの担当の方がお話をさせていただいて、お互いに横の連携をしていただくと、とってもありがたいなと思います。問題はですね、それぞれの問題は本当に多面的で重層的に対応していかなくちゃいけないことが非常に多いですから、県の中におきましても、それぞれの担当の方々が普段されているとは思いますが、今日のような情報交換、そういった横の連携をさらに強めていただければ、嬉しいなと感じました。今日はどうもありがとうございました。

【議長】

御意見ということで、もしコメントいただけたら県民生活課の方から総合的に、何か一言ありますでしょうか。

【県民生活課】

県民生活課でございます。本日の会議では、各課の取組について情報交換し、委員の皆様からご意見をいただくことで、今後の事業を進めていく上でのいろいろな気づきがあったと思います。横の連携・情報交換が非常に大切だということを改めて認識したところであり、一層進めていきたいと思っております。

【議長】

ありがとうございます。では、具体的なそれぞれの事業についての意見交換は以上とさせていただきます。令和3年度における第3次青少年総合プランの重点事業について、委員の皆様から今日欠席の委員の方々の御意見も含めまして、担当課の回答を伺いまして、議論させていただいたところでございます。ご担当課におかれましては、是非本日の意見をしっかりと引き受けていただいて、今後の事業展開に反映させていただければと思いますので、引き続き御尽力をいただければと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。続きまして、本日の議題とは別にその他といたしまして、委員の皆様から、この協議会で情報共有をしたい

こと話し合いたいことなどがありましたら伺いたいと思います。いかがでしょうか。それでは現時点では、御意見がないようですので、引き続きお返しいたします。皆様御協力をいただきまして、また事務局で御説明等いただきました方々も、御協力をいただきましてどうもありがとうございました。

【司会】

貞廣会長ありがとうございました。では御意見等もないようですので、以上をもちまして、令和4年度第2回千葉県青少年問題協議会を閉会させていただきます。ありがとうございました。

令和4年9月7日

千葉県青少年問題協議会